

「細則 4-4 太陽光発電設備を設置する危険物施設が講じる安全対策」の解説

平成 27 年国通知により、危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等について「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」が示されました。

当該国通知を受け、太陽光発電設備を設置する危険物施設は、火災等及び太陽光発電設備における不具合が生じた際の安全対策である細則 4-4 を定める必要があります。

関係通知：【平成 27. 6. 8 消防危 135】

細則 4-4 太陽光発電設備を設置する危険物施設が講じる安全対策

定める必要がある施設	太陽光発電設備を設置する危険物施設
------------	-------------------

第 1 総則

当所の火災等の事故及び太陽光発電設備の不具合に対する安全対策は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「火災等及び太陽光発電設備の不具合の安全対策に係る基準」に基づき行うものとする。

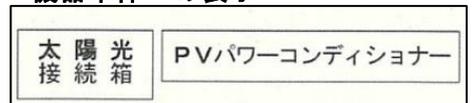
第 2 火災等及び太陽光発電設備の不具合の安全対策に係る基準

- 1 当所内で活動する消防隊員が誤って感電しないように、設置する太陽光発電設備の機器本体、配線等に太陽光発電設備の構成機器等であることを知らせる表示を付すなど必要な感電防止措置を講じるものとする。
- 2 当所内で火災等の事故が発生した場合、太陽光発電設備からの電力供給をパワーコンディショナー又は分電盤で確実に遮断できる体制を確保するものとする。
- 3 太陽光発電設備において、当所に影響を及ぼす不具合が生じた際に、補修等の必要な対応を速やかに実施できる体制を確保するものとする。

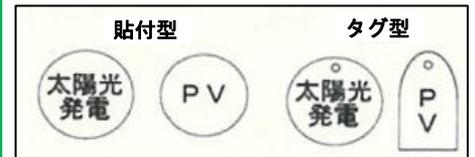
4 その他

表示の例

機器本体への表示



配線等への表示



特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。